

今後ますます増大する福祉・介護ニーズに的確に対応し、質の高いサービスを確保する観点から、従事者の資質の向上を図るための「キャリアアップの仕組みの構築」が求められており、平成22年度においても、地方自治体の福祉担当職員及び社会福祉法人経営者等を対象とする社会福祉研修を、中央福祉学院（ロフォス湘南）及び国立保健医療科学院において実施することとしている。

(ア) 中央福祉学院

中央福祉学院は、社会福祉施設長の資格認定通信課程、社会福祉法人経営者や施設長・指導職員の現任訓練のための研修等を行っており、平成22年度は以下の研修を予定している。

○ 中央福祉学院における研修事業（案）

[委託事業]

・社会福祉主事資格認定通信教育課程	2,000人
・社会福祉施設長資格認定通信教育課程	300人
・社会福祉法人経営者研修課程	600人
・介護福祉士養成実習施設実習指導者特別研修課程	80人
・社会福祉士養成実習施設実習指導者特別研修課程	80人

[補助事業]

・児童福祉司資格認定通信課程	200人
・社会福祉施設指導職員特別研修課程	240人
・「福祉職員生涯研修課程」指導者養成研修課程	50人

[問い合わせ先] 全国社会福祉協議会中央福祉学院

神奈川県三浦郡葉山町上山口1560-44

T E L 046-858-1355 <http://www.gakuin.gr.jp/>

福祉・介護サービス従事者のキャリアアップを図るため、広報や会議等を通じ、本研修への参加に向けた周知をお願いしたい。

(イ) 国立保健医療科学院

国立保健医療科学院は、社会福祉、保健医療及び生活衛生に関する地方

自治体職員などの教育訓練等を行っており、平成22年度は以下の研修を開催することとしている。

○ 国立保健医療科学院における研修事業	
・ 都道府県・指定都市・中核市指導監督職員研修	
a 社会福祉法人・老人福祉施設担当	100人
b 社会福祉法人・児童福祉施設担当	100人
c 社会福祉法人・障害者福祉施設担当	100人
d 生活保護担当	70人
・ 福祉事務所所長研修	70人
・ 生活保護自立支援研修担当育成研修	30人
・ 児童相談所中堅児童福祉司・児童心理司合同研修	60人
・ 介護保険指導監督中堅職員研修	200人
・ 都道府県障害程度区分指導者研修	150人
・ 要介護認定都道府県等職員研修	150人
・ 要介護認定調査員指導者研修	150人
〔問い合わせ先〕 国立保健医療科学院総務部教務課	
埼玉県和光市南2-3-6	
TEL 048-458-6111 <a href="http://www.niph.go.jp/">http://www.niph.go.jp/</a>	

#### (4) 「介護の日」について

介護についての理解と認識を深め、介護サービス利用者、その家族、介護従事者等を支援するとともに、これらの人たちを取り巻く地域社会における支え合いや交流を促進する観点から、高齢者や障害者等に対する介護に関し、国民への啓発を重点的に実施するための日として、平成20年に11月11日を「介護の日」と定め、本年度で二回目を迎えたところである。

また、本年度から、「介護の日」に関連して行われる様々な活動との連携を通じて、福祉・介護サービスに対する一層の周知啓発等を図っていくため、「福祉人材確保重点実施期間」を介護の日前後二週間（11月4日から11月17日まで）としたところである。

本年度は、厚生労働省においても「介護の日」当日に大臣出席のもとで、『「介護の日」フォーラム』を開催するなど、様々な取組を行ったところであり、各

自治体においても、地域の実情に応じた様々な啓発活動を積極的に実施していただいたところである。本年度は、全国で699件の「介護の日」あるいは「福祉人材確保重点実施期間」関連の活動等が実施された。昨年度に引き続いて様々な啓発活動を実施していただいたことに関して、厚く御礼を申し上げる。

なお、本年度の各自治体等の取組については、厚生労働省ホームページに掲載しているので参照されたい。

(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/kaigo-day/index.html>)

来年度以降、各自治体から寄せられた御意見や御要望も参考にしつつ、これまで以上に介護に対する啓発を図るべく、厚生労働省としても、様々な取組に努めていきたいと考えているところである。各自治体においても今後とも、管内の市町村や関係団体等との緊密な連携を通じて、様々な啓発活動を行っていただくよう、御協力をお願いしたい。

### 3 経済連携協定に係る外国人介護福祉士候補者の受入れについて

#### (1) 現状

経済連携協定（EPA）に基づき、現在、インドネシアとフィリピンの2カ国から、介護福祉士候補者の受入れを行っており、その概要は以下のとおりである。

##### ア インドネシア（平成20年7月 協定発効）

- ・ 平成20年度 104名の候補者を受入れ（昨年1月末から受入施設で就労・研修を開始）
- ・ 平成21年度 189名の候補者を受入れ（本年1月中旬から受入施設で就労・研修を開始）

##### イ フィリピン（平成20年12月 協定発効）

フィリピン人介護福祉士候補者の受入れに関しては、受入施設で就労・研修しながら国家試験の合格を目指す就労コースと、養成施設で就学し資格取得を目指す就学コースの2つが設けられている。

##### ・ 平成21年度

【就労コース】 190名の候補者を受入れ（うち途中帰国者等2名を除く188名の候補者が昨年11月中旬から受入施設で就労・研修を開始）

【就学コース】 27名の候補者を受入れ（現在、日本語研修を受講中であり、本年4月から養成施設で就学を開始する予定）

#### (2) 平成22年度の受入れ

##### ア インドネシア

平成22年度においては、最大で300人の候補者を受け入れることとしており、先般、受入調整機関である（社）国際厚生事業団において、日本側の受入施設の募集を行ったところである。

今後は、インドネシア側において希望者を募集し、マッチング等を経て、本年7月頃から日本語研修を開始する予定である。

##### イ フィリピン

平成22年度においては、当初2年間の受入最大人数である600人から今年度の受入人数（217名）を差し引いた、最大で383人を受け入れる予定である。

就労コースについては、インドネシア同様、先般、日本側の受入施設の募集を行ったところであり、今後、フィリピン側において募集された希望者とのマッチング等を経て、本年4～5月頃から日本語研修を開始する予定である。

(3) 候補者に対する日本語習得支援策（平成22年度予算案）

候補者については、日本語能力が十分ではないことが多く、受入施設側の負担となっている場合が多いという現状を踏まえ、平成22年度予算案において、新たに、候補者の日本語習得を支援するための事業に必要な経費を盛り込んだところである。

その概要は以下のとおりであり、受入施設日本語習得支援事業については、セーフティネット支援対策等事業費補助金を活用して実施することとしている。各自治体におかれては、管内の受入施設に対する積極的な周知と事業の活用促進をお願いしたい。なお、本事業は自治体に新たな財政負担を求めものではない。

ア 受入施設日本語習得支援事業

受入施設における継続的な日本語研修（日本語講師の受入施設への派遣、日本語学校や養成校への通学等）に係る経費を支援する。

（ 補助率 定額（10/10）  
候補者1人当たり年間235千円以内（国1/2、施設1/2相当） ）

イ 日本語定期研修事業

集合研修で確認テストの実施、習得度の評価、個々の候補者に応じた適切な学習方針の提示などを行う。

また、研修期間中に確認された候補者ごとの日本語習得度や適切な学習方針については、受入施設にもフィードバックし、候補者及び受入施設が一体となって計画的に日本語を習得できるよう支援する。

(4) 各自治体への情報提供

EPAに関する様々な情報を都道府県等に迅速にお知らせするため、昨年10月より「EPA通信」と題して、電子メールでの情報提供を行っているところである。

これまで、EPAの概要や締結に至るまでの経緯、受入施設一覧、平成22年度の候補者受入説明会の案内等をさせていただいた。

今後も、適時情報提供を行っていく考えであるが、EPAに関して御不明な点や積極的な情報提供を希望する事項があれば、当局にお知らせ願いたい。

自治体の中には、独自に、EPAに基づき入国した外国人介護福祉士候補者や受入施設に対する支援策に取り組んでいただいているところもある。今後とも、①受入れの仕組み自体の円滑な運用、②候補者の適切な就労・研修の促進に御協力をお願いしたい。

## 4 社会福祉法人について

社会福祉法人（以下「法人」という。）は、社会福祉事業の中心的な担い手としてこれまでも活動してきたところであるが、近年の急速な少子高齢化の進行、単身高齢者の増加など、社会福祉を取り巻く環境は大きく変化しており、それに伴い、法人に対するニーズも拡大、多様化している。

また、平成12年の介護保険制度の導入を機に、福祉の分野に多様な主体が参入しつつある中で、法人については、地域福祉の主たる担い手として、地域福祉への積極的・献身的な貢献や、地域福祉を支える人材の育成など、公益性・公共性の高い法人であるからこそ実施できる事業への積極的な取組が、これまで以上に強く期待されているところである。

このような様々なニーズに対応すべく、法人から所轄庁への相談等が寄せられることも多いと考えられるが、各都道府県等におかれては、法人が期待される役割を適切に果たすことができるよう、引き続き、必要な助言等をお願いしたい。

### (1) 社会福祉法人の会計処理基準の一元化について

法人の会計処理については、平成12年度以降、「社会福祉法人会計基準」のほか、「指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針」や「介護老人保健施設会計・経理準則」等、様々な会計ルールが併存しており、事務処理が煩雑、計算処理結果が異なる等の問題が指摘されている。

また、社会経済状況の変化に対応した一層の効率的な法人経営とともに、公的資金や寄附金等を受け入れていることから経営実態をより正確に反映して国民や寄附者に示せるよう、事業の効率性に関する情報や事業活動状況の透明化が求められる。こうしたことから、平成20年度より、日本公認会計士協会の協力のもと、法人の会計基準一元化に向けての検討を行っている。

その概要は参考資料16のとおりであり、見直しに当たっては、都道府県・指定都市・中核市及び福祉関係団体等からの意見等を踏まえつつ進めていくこととしている。

昨年末に送付した素案に関し、都道府県・指定都市・中核市からは350件を超える意見が寄せられたところであり、これらの意見や福祉関係団体からの意見を参考に中身を精査し、パブリックコメント等所要の手続きを経て関係通知を発出する予定であるのでご承知願いたい。

(2) 社会福祉法人の指導監査について

ア 法人の指導監査の実施について

(ア) 法人の指導監査については、法人運営における関係法令の遵守状況などに特に問題のない法人で、外部監査の実施や施設経営における積極的な取組等を実施している法人については、所轄庁の判断で実地監査を4年に1回とする等の取扱いとする一方で、法人運営に問題が発生した場合、又は利用者等の関係者からの通報や苦情、法人の現況報告書の確認の結果等により、法人に問題が生じているおそれがあると認められる場合には、所轄庁の判断で随時指導監査を実施することとしているところである。

各都道府県等におかれては、上記の趣旨を踏まえ、指導監査の対象について、法人運営に大きな問題がある法人や、事業活動状況等から問題が生じるおそれがある法人に重点化するなど、より効率的かつ効果的な監査の実施をお願いしたい。

また、法令違反等運営に問題のある法人に対しては、関係部局等と十分連絡調整するなど組織的な対応を行うとともに、問題の是正改善が図られるまでの間必要に応じ随時指導監査を実施するなど、徹底した改善をお願いしたい。

(イ) 平成 21 年度における問題発生時の対応事例として、法人の内部調査により発覚した運営費着服の報を受け、所轄庁が特別監査を実施し、改善命令を発出した事案を、参考資料 1 7「社会的な問題が発生した社会福祉法人の主な事案」のとおりお示しする。

都道府県等においては、このような法人に対しては、重点的かつ継続的に指導監査を実施するとともに、法令違反などが明らかになった場合には、社会福祉法第 56 条に基づき、改善命令、業務停止命令、理事の解職勧告、法人の解散命令等も検討のうえ、適切な改善措置を実施されたい。

また、このような事案の再発防止のため、理事会機能の強化、監事監査の強化、会計経理事務に係る内部牽制体制の確立及び徹底などについて、引き続き重点的な指導をお願いしたい。

なお、社会福祉法第 56 条に基づく法人の改善措置等の流れについてまとめたものを例示として添付するので、改善命令等の手続きの参考とされたい。

## イ 社会福祉法人の役員について

社会福祉法人の役員（理事、監事）については、「社会福祉法人の認可について」（局長通知）において、「社会福祉事業について学識経験を有する者又は地域の福祉関係者」を加えることとされており、この「学識経験を有する者」は、「社会福祉法人の認可について」（課長通知）において、具体的な例示のひとつとして「社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者」が示されているところである。

この意味するところは、長年、その地域に密着して社会福祉行政に従事したことで培われた豊富な知識・経験を法人運営に活用することにより、法人の適正な運営と社会福祉事業の推進に資することを目的とするものであり、法人役員に退職公務員を加えなければならないものではない。また、実際に運営に参画できない者を慣習で名目的に選任することは厳に慎むべきであり、安易に退職公務員のいわゆる受け皿とするような趣旨ではないので、ご了承ください。

### (参 考)

#### ○ 社会福祉法（昭和 26 年 3 月 29 日法第 45 号）

第 61 条 国、地方公共団体、社会福祉法人その他社会福祉事業を経営する者は、次に掲げるところに従い、それぞれの責任を明確にしなければならない。

##### 一 （略）

二 国及び地方公共団体は、他の社会福祉事業を経営する者に対し、その自主性を重んじ、不当な関与を行わないこと。

三 社会福祉事業を経営する者は、不当に国及び地方公共団体の財政的、管理的援助を仰がないこと。

#### 2 （略）

#### ○ 社会福祉法人の認可について（平成 12 年 12 月 1 日障第 890 号、社援第 2618 号、老発第 794 号、児発第 908 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、厚生省社会・援護局長、厚生省老人保健福祉局長、厚生省児童家庭局長連名通知）

##### 第 3 法人の組織運営

##### 1 役員

(2) 実際に法人運営に参画できない者を、役員として名目的に選任することは適当でないこと。

##### 2 理事

(6) 理事には、社会福祉事業について学識経験を有する者又は地域の福祉関係者を加えること。

##### 3 監事

(3) 監事のうち一人は社会福祉事業について学識経験を有する者又は地域の福祉関係者であること。



- 社会福祉法人の認可について（平成12年12月1日障企第59号、社援企第35号、老計第52号、児企第33号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、厚生省社会・援護局企画課長、厚生省老人保健福祉局計画課長、厚生省児童家庭局企画課長連名通知）

### 第3 法人の組織運営

- (1) 次のような者は、「社会福祉事業について学識経験を有する者」であること。
  - ウ 社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者

### ウ 法人の資産管理（運用）について

資産の管理運用については、平成19年度の通知改正により、法人の基本財産以外の財産については、安全、確実な方法で行うことが望ましいとしつつ、運用可能な金融商品の範囲を一定程度拡大し、株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用を認めることとしたところである。

一方、近年の金融技術の高度化に伴い様々な金融商品が登場してきており、その中には、元本保証のないリスクの高い金融商品も見受けられる。法人の中には、これら元本保証のないリスクの高い金融商品で多額の運用を行った上に、資産運用に失敗し、事業規模の縮小のみならず、法人運営そのものの継続が不可能となる事例が見受けられた。

こうした事例の特徴として、元本保証のないリスクの高い金融商品を購入するに当たり、そのリスクの理解が不十分であった場合や、リスク管理に必要な資産運用規程の未整備、理事長等一人の運用責任者による独断での運用など、法人のリスク管理やチェック体制が明らかに不適切と思われるものが見受けられた。

資産管理（運用）の失敗で法人運営に支障が生じると、当該法人の経営する事業の利用者（入所者）が大きな影響を受けることになるため、法人の資産管理（運用）について、以下の点について留意するよう、指導されたい。

- 役員、評議員、運用担当者における当該金融商品のリスク等についての理解
- 定款の変更（定款準則第15条第3項（「前項の規定に関わらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる」）相当部分が設けられているか）
- ガバナンスの徹底（当該金融商品で資産の管理（運用）を行うことについて理事会・評議員会の議決を経る、資産運用規程等を作成する等）

エ 現況報告書の活用について

法人は、社会福祉法第59条に基づき、毎年6月末日までに現況報告書を所轄庁に届け出しなければならないこととされ、この現況報告書には、法人役員、実施する事業などの事項のほか、前年度末現在の「財産目録」、「貸借対照表」、「収支計算書」などの経営状況を示す計算書類を添付しなければならないこととされている。

所轄庁においては、過去数年間の現況報告書の内容を観察、分析することなどにより法人の経営状況の変化を確認し、経営状態の悪化の恐れなどが認められた場合は、早い段階で個別に法人担当者から事情を確認して対応策を講ずるなど、現況報告書を活用した適切な指導をお願いしたい。

## 5 社会福祉施設の運営等について

### (1) 社会福祉施設の運営

#### ア 施設の役割と適正な運営管理の推進

(ア) 社会福祉施設は、利用者本位のサービスを提供するため、苦情解決の取組みを整備し、第三者評価事業を積極的に活用するなど、自ら提供するサービスの質、職員育成及び経営の効率化など継続的な改善に努めるとともに、地域福祉サービスの拠点としてその公共性、公益性を発揮することが求められている。

このため本来事業の適正な実施に加え、施設機能の地域への開放及び災害時の要援護者への支援などの公益的取組が推進されるよう、適切な指導をお願いしたい。

また、積極的に利用者・家族等とのコミュニケーションを図ることや、苦情解決への取組みを実施することによって、多くの事故を未然に回避し、万が一事故が起きてしまった場合でも適切な対応が可能となるよう危機管理（リスクマネジメント）の取組みを推進することが重要であり、引き続き指導の徹底をお願いしたい。

(イ) 社会福祉施設の運営費の不正使用など不祥事により社会福祉施設に対する国民の信頼を損なうことがないよう施設所管課と指導監査担当課との連携を十分図り、適正な施設運営について引き続き指導をお願いしたい。

#### イ 感染症の予防対策等

(ア) 平成21年春以降、世界中で流行している新型インフルエンザ（A/H1N1）については、政府対策本部で定める「基本的対処方針」のもと、その対策に総力を挙げて取り組んでいるところであり、都道府県におかれては、社会福祉施設等へ必要な情報を適宜提供するとともに、平成21年10月8日付け事務連絡「新型インフルエンザの発生に対する社会福祉施設等の対応について【再更新】」等を参考に、衛生部局、保健所及び市町村とも連携しつつ、適切な対応をお願いしたい。

#### (参考)

- ・「社会福祉施設等における新型インフルエンザに係る今後のクラスター（集団発生）サーベイランスへの協力について」（平成21年12月14日）

事務連絡)

- ・「新型インフルエンザの発生に対する社会福祉施設等の対応について(再更新)」(平成21年10月8日 事務連絡)
- ・新型インフルエンザ対策関連情報  
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/index.html>
- ・新型インフルエンザ対策関連情報(自治体の方々へ)  
[http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/info\\_local.html](http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/info_local.html)

(イ) 社会福祉施設等は高齢者や乳幼児等体力の弱い者が集団生活していることを十分認識の上、ノロウイルスやレジオネラ症等の感染症、食中毒等に対する適切な予防対策を講じることが極めて重要であることから、以下の通知を参考に衛生部局、民生部局及び市町村とも連携しつつ、管内社会福祉施設等に対し適切な予防対策を図るよう指導の徹底をお願いしたい。

《参照通知等》

- ・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延対策について」(平成19年9月20日雇児総発第0920001号、社援基発第0920001号、障企発第0920001号、老計発第0920001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)
- ・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延防止策の一層の徹底について」(平成19年12月26日雇児総発第1226001号、社援基発第1226001号、障企発第1226001号、老計発第1226001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)
- ・ノロウイルスに関するQ & A  
<http://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html>
- ・「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」(平成17年2月22日健康局長、医薬食品局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)
- ・「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について」(平成15年7月25日社援基発第0725001号)別添「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」

・「社会福祉施設等における衛生管理の徹底について」（平成20年7月7日雇児総発第0707001号、社援基発第0707001号、障企発第0707001号、老計発第0707001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知）別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」

なお、社会福祉施設等に対し、ウィルス肝炎等の感染症患者・感染者に対する利用制限、偏見や差別を防ぐ観点から、衛生主管部局と連携し正しい知識の普及啓発を行い、利用者等の人権に配慮した対応が図れるよう適切に行われるよう指導をお願いしたい。

## (2) 社会福祉施設等におけるアスベスト対策について

### ア 吹付けアスベスト等使用実態調査について

社会福祉施設等におけるアスベスト（石綿）対策については、平成21年10月9日「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）使用実態調査に係るフォローアップ調査結果」を公表したところであるが、依然として、未措置状態にある施設、未回答施設、分析依頼中の施設が散見されており、引き続き法令等に基づき適切な措置を講ずるよう指導等をお願いしたい。

また、これら施設の「追加フォローアップ調査」については、平成22年3月5日（金）までに提出をお願いしているのでご協力をお願いしたい。

石綿等のばく露のおそれがない又は封じ込め、囲い込み等の措置を図った施設であっても、風化・損傷等によりばく露する危険性もあることから経過観測に努めるとともに、石綿等の分析調査を行った場合は、図面、調査結果を適切に保管し、撤去工事等を実施する際に活用できるよう施設に対して周知いただくようお願いしたい。

### 《参照通知等》

・「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査のフォローアップ調査結果の公表等について（平成21年10月9日雇児発1009第3号、社援発1009第5号、障発1009第2号、老発1009第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）」

## イ 吹付けアスベスト等の除去等について

吹付けアスベスト等の除去等に要する費用については、社会福祉施設等施設整備費補助金の補助対象となっていることから、これらの国庫補助制度等を積極的に活用しながら、その早期処理に努めるよう指導をお願いしたい。

なお、独立行政法人福祉医療機構において、平成17年度から実施してきたアスベスト対策事業に係る融資条件の優遇措置（融資率の引き上げ、貸付利率の引き下げ）について、平成22年度も引き続き実施することとしている（詳細は、1の（3）のウの（エ）アスベスト対策事業に係る融資条件の優遇を参照）。

## （3）社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金の早期執行について

平成21年度第1次補正予算において創設した「社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金（以下、「基金」という。）」は、地震や火災発生時に自力で避難することが困難な方が多く入所する社会福祉施設等の安全・安心を確保するため、耐震化及びスプリンクラーの整備を促進するものである。

特に、消防法施行令改正に伴い、275㎡以上1000㎡未満の社会福祉施設についてもスプリンクラー設備を平成23年度末までに設置することが義務付けられていることから、整備に着手するよう管内社会福祉施設等に周知を図るとともに、適切な指導をお願いしたい。

また、基金の執行については、補正予算の執行見直しが行われたことに加え、施設側の事情による設計変更、都道府県内における事業の採択基準の策定に時間を要したことなどの様々な影響から、基金の執行が遅れているものと思われるが、緊急経済対策の主旨に鑑み、早期執行に努めていただきたい。

なお、当該基金の執行状況については、「社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金の執行状況等の公表について」に基づき、半期毎に基金執行状況等報告書の提出を求め、公表することとしているので留意願いたい。

### 《参照通知等》

- ・「社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金の運営について」（平成21年7月31日雇児発0731第1号、社援発0731第3号雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知）
- ・「社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金の執行状況等の公表について」（平成22年2月9日社援基発0209第1号社会・援護局福祉基盤課長通知）

(4) 社会福祉施設等の木材利用の推進について

社会福祉施設等における木材利用の推進にあたっては、「社会福祉施設等における木材利用の推進について」（平成9年3月6日付厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）により、木材利用の積極的な活用についてお願いしてきたところであるが、木材の持つ柔らかさ、暖かさを取り入れることにより施設入所者や利用者に精神的なゆとりと安らぎを与えるなどの効果も期待できることから、施設構造としてはもちろんのこと、内装や家具など備品についても積極的な活用が図られるよう、管内市町村及び社会福祉法人等に対し周知をお願いしたい。

(5) 社会福祉施設等の防災対策について

ア 社会福祉施設等の防災対策への取組

社会福祉施設等は、自力避難が困難な者が多数入所する施設であることから、次の事項に留意のうえ、施設の防火安全対策の強化に努めるよう、管内社会福祉施設等に指導するとともに、指導監査等にあたっては、特に重点的な指導をお願いしたい。

- ①火災発生の未然防止
- ②火災発生時の早期通報・連絡
- ③初期消化対策
- ④夜間防火管理体制
- ⑤避難対策
- ⑥近隣住民、近隣施設、消防機関等との連携協力体制の確保
- ⑦各種の補償保険制度の活用

また、地すべり防止危険区域等土砂等による災害発生の恐れがあるとして指定されている地域等に所在している社会福祉施設等においては、

- ①施設所在地の市町村、消防機関その他の防災関係機関及び施設への周知
- ②施設の防災対策の現状把握と、情報の伝達、提供体制の確立
- ③入所者の外出等の状況の常時把握及び避難及び避難後の円滑な援護
- ④消防機関、市町村役場、地域住民等との日常の連絡を密にし、施設の構造、入所者の実態を認識してもらうとともに、避難、消火、避難後の円滑な援護等を行うための協力体制の確保 等

社会福祉施設等の防災対策に万全を期していただくようお願いしたい。

《参照通知》

- ・「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」（昭和62年9月18日社施第107号）
- ・「社会福祉施設における防災対策の再点検等について」（平成10年8月31日社援第2153号）
- ・「災害弱者関連施設に係る土砂災害対策の実施について」（平成11年1月29日社援第212号）

イ 大規模災害への対応について

台風被害や地震災害などの大規模災害については、施設レベルでの防災対策では十分な対応が困難であることから、関係機関との十分な連携及び地域防災計画に基づく適切な防災訓練の実施など、民生部局においても積極的に参画願いたい。

なお、社会福祉施設等は地域の防災拠点として、また、災害救助法に基づく「福祉避難所」としての役割を有していることから、今後も震災時等における緊急避難的な措置として要援護者の受入を積極的に行っていただくようお願いしたい。



## 6 福祉サービスの質の向上のための取組みについて

### (1) 福祉サービス第三者評価推進事業

福祉サービスを提供する事業者のサービスの質を、公正・中立な第三者評価機関が、専門的かつ客観的な立場から評価する「福祉サービス第三者評価事業」は、個々の事業者が施設運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけるとともに、第三者評価を受けた結果を公表することにより、利用者の適切なサービス選択に資することを目的とした事業であるが、現在の通知が発出されて以降、受審が進んでいない都道府県も見受けられる。(参考資料19参照)

都道府県においては、本事業の推進のため、必要な人員を配置するなど体制を整えていただき、法人経営者、施設長、利用者及びその家族等に対する本事業の広報活動、関係者出席の会議や説明会等の機会における制度説明などの取組、都道府県推進組織の支援をお願いしたい。

#### ア 全国の推進組織について

全国社会福祉協議会が、学識経験者等で構成される「評価基準等委員会」、並びに都道府県推進組織を構成員とする「評価事業普及協議会」を設置し、評価基準の策定・更新や都道府県推進組織間での意見交換等を行うことにより、福祉サービスの第三者評価事業の推進及び都道府県推進組織に対する支援を行うとともに、各都道府県における評価調査者の養成に資するため、「評価調査者指導者養成研修」を実施しているところである。

#### イ 都道府県推進組織について

各都道府県に設置されている都道府県推進組織におかれては、福祉サービスの質の向上を図る観点から、評価基準の策定、第三者評価機関の認証、評価調査者の養成、事業者への受審勧奨等、引き続き第三者評価事業の普及・定着に努められるようお願いしたい。

なお、受審率向上のため、受審済施設の名簿・受審施設の感想等を記載したパンフレットの作成や関係施設・事業者団体を通じた働きかけも効果的であると考えられるので、下記URLも参考の上、これらの取り組み等により、事業者への受審勧

奨に努められるようお願いしたい。

(参考)

- 全国社会福祉協議会ホームページ

<http://www.shakyo-hyouka.net/> (第三者評価事業トップ)

<http://www.shakyo-hyouka.net/news4/fukyu-08.pdf> (パンフレット)

また、都道府県推進組織で実施している福祉サービス第三者評価受審への取組事例を紹介するので、事業推進の参考としてしていただきたい。

○熊本県における福祉サービス第三者評価受審促進策

(ア) 県健康福祉部が所管する社会福祉施設整備補助金における取扱い [平成21年度~]

- ①施設整備審査基準において、第三者評価受審法人に対する配点割合を高める
- ②施設整備補助金により施設を整備する法人等に対して、施設整備後に第三者評価の受審を求めることとした

(イ) 介護報酬上の取扱い [平成21年度~]

特定事業所集中減算の特例として位置づけた

(ウ) 社会福祉法人監査における取扱い [平成21年度~]

社会福祉法人に対する指導監査について、4年に1回の実施とする基準の一つに、受審し、結果を公表することを位置づけた

(エ) 受審認定証の交付

初年度である平成18年度については、交付式を開催(知事からの交付)

(オ) 受審事業所を紹介した普及啓発パンフレットの作成

(カ) 制度概要を紹介した事業者向けパンフレットの作成

(キ) 受審促進セミナーの開催

県内にある地域振興局(県庁出先機関)にて、評価機関や受審をした施設から、第三者評価事業について説明及び感想を聞く機会を作る

(ク) 受審事業所の一覧について、県ホームページで紹介

ウ WAMNET福祉サービス第三者評価情報システムについて

福祉医療機構の「WAMNET」において、都道府県推進組織が評価結果を登

録することや、WAMNET閲覧者が、施設の名称、所在地、種類等で評価結果を検索することが可能である。

各都道府県においては、管内における第三者評価事業の広告・啓発を通じた普及・定着のため、第三者評価情報システムを積極的に活用するようお願いしたい。

(参考)

- 全国社会福祉協議会ホームページ

<http://www.wam.go.jp/wamappl/hyoka/003hyoka/hyokanri2.nsf/aHyokaTop?OpenAgent>

## (2) 苦情解決事業

### ア 事業者段階における取り組みについて

苦情解決事業については、利用者保護の観点から仕組みを構築しているところである。

については、管内市町村及び社会福祉施設に対し、利用者からの苦情を踏まえ、提供するサービスに反映させ、サービスの質を向上させるという制度の重要性を再認識させるとともに、苦情解決の仕組みに関する体制を整備するよう、引き続き指導の徹底をお願いしたい。

平成20年10月1日現在における「事業者段階における苦情解決の取組状況」については、7月開催予定の平成22年度都道府県運営適正化委員会委員長・事務局長会議にて公表する予定である。

### イ 運営適正化委員会における苦情解決の取り組みについて

運営適正化委員会については、公平性・中立性の確保や迅速な事務の執行など適正な運営が行われるよう、特に事務局長その他の事務職員の専従化や相談技術の向上、苦情解決合議体の最低2ヶ月に1回以上の開催、標準的な処理期間の公表、第三者委員向け研修会の積極的な実施について都道府県社会福祉協議会に対し、引き続き指導の徹底をお願いしたい。